



2019年6月4日

各 位

会 社 名 株式会社 エー・ディー・ワークス
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 田中 秀夫
(コード番号：3250 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 CFO 細谷 佳津年
電 話 番 号 03-4500-4208

単独株式移転による持株会社体制への移行準備に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年4月1日（予定）を目途に持株会社体制に移行するため、その準備を開始することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、持株会社体制への移行は、2019年11月に開催予定の株主総会における関連議案の承認及び関係官庁の許認可が得られることを条件に実施する予定です。

なお、当社は本日付で「第6次中期経営計画（2020年3月期～2022年3月期）の策定に関するお知らせ」と題した当社グループの中期経営計画を公表しております。また「ノンコミットメント型ライツ・オフERING（行使価額ノンディスカウント型）及び感謝配当（中間配当）に関するお知らせ」のとおり、本日付でノンコミットメント型ライツ・オフERING（行使価額ノンディスカウント型）の実施を決議しておりますが、かかるファイナンスの実施は、第6次中期経営計画と一体不可分であり、推進にかかる十分な資金が確保できなかった場合には、持株会社体制への移行の時期や可否等について見直すこととする方針です。

詳細事項につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

記

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社はこれまでの各ターム中期経営計画において、第2次（ビジネスモデルの構築期）、第3次（ビジネスモデルの確立期）、第4次（ビジネスモデルの展開期）、そして第5次（ビジネスモデルの拡充期／新規事業構築の準備期）と、ビジネスモデルの成長と企業価値の向上とをシンクロさせるべく鋭意取り組んでまいりました。

当社グループのビジネスモデルが富裕層顧客に受け入れられたのは、物件選定、バリューアップ、販売後の管理、保守・修繕工事、手厚いフォロー体制など、バリューチェーンともいべき一連のサービスが、資産運用ソリューションとして「価格相応以上の価値をもたらす唯一無二のプレミアム感」を提供できていることによるものと自負いたしております。

そしてこの足跡は、不動産ビジネスを起点とする当社グループの事業が富裕層ビジネスへと進化し始めたことの証左であると認識しております。

本日付公表の「第6次中期経営計画」では、これをさらにプレミアムビジネスへと発展させ、様々な顧客に対し様々なプレミアムバリューを提供する、高次元のビジネスモデルを実現したいと企図しております。

すなわち、収益不動産を起点にした一連のバリューチェーンの提供価値をさらに高めることはもとより、不動産に留まらない投資商品の開発や資産関連サービスの提供など、富裕層ビジネスをさらに強化するべく、事業領域や事業エリアを柔軟に捉えながらポートフォリオを拡張してまいります。

さらに不動産ビジネスにおいては、対象顧客を個人顧客から機関投資家等の大口顧客にも拡張できるよう、商品企画力を高めながら商品ラインナップを多様化させます。

持株会社体制への移行は、こうしたフレキシブルな事業展開を加速するべく、業務提携、資本提携、M&A等の多彩な手法を活用しやすくするだけでなく、事業会社への一定の権限委譲による事業展開に係る意思決定のスピードアップ、多様な人材を活かすための各事業に相応しい人事戦略の導入、リスクテイクとリスクヘッジの最適化など、総じてプレミアムビジネスへの発展のためのバックボーンとなる重要な施策であると考えております。

2. 持株会社体制への移行方法

当社持株会社体制への移行方法は、当社を株式移転完全子会社とする単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により持株会社（以下「持株会社」といいます。）を設立します。この結果、当社株式は上場廃止となりますが、当社の株主の皆様にあらたに交付される持株会社の株式につきましては、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）にテクニカル上場を申請し、引き続き同市場第一部に上場することを予定しているため、実質的に株式の上場を維持する方針です。

また、持株会社体制の枠組み等の詳細につきましては、今後決定次第、速やかにお知らせいたします。なお、本日現在、株式移転比率として当社株式1株につき、持株会社の株式0.1株を割り当てることを予定しております。

株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）（予定）

会社名	持株会社 (完全親会社)	株式会社エー・ディー・ワークス (完全子会社)
株式移転比率	0.1	1

(注)

① 株式移転に係る割当ての内容

株式移転の効力発生日の前日における最終の株主名簿に記録された当社の普通株式を保有する株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式0.1株を割当交付することを予定しております。

本株式移転により、当社株主の皆様へ交付する持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いすることを予定しております。

② 単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて

持株会社は単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株とする予定です。なお、単元未満の持株会社の株式の割当てを受ける当社の株主につきましては、かかる割り当てられた株式を東京証券取

引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような单元未満株式を保有することとなる株主は、持株会社に対し、自己の保有する单元未満株式を買い取ることを請求することが可能となる予定です。

③ 持株会社の社名について

持株会社の社名につきましては、今後決定次第、速やかにお知らせいたします。

3. 持株会社体制への移行スケジュール

2019年10月下旬（予定）	持株会社体制移行に関する取締役会
2019年11月下旬（予定）	持株会社体制移行に関する臨時株主総会
2020年4月1日（予定）	持株会社体制への移行

以 上